

第八號

在上海日本指定兩替商ニ對スル通牒

昭和十四年十一月三十日

在上海 駐支財務官事務所

松川屋兩替店宛
上海兩替店宛

貴店ニ於テハ昭和十四年十一月三十日付日本總領事館通達ニ拘ラズ、銀行營業
時向外交銀行休日ニ限り特ニ左記ニ依リ軍用手票持參者ニ對シ日本銀行券引換方
取計ハレ度

記

- 一、軍票ヲ持參シ日銀券ニ引換ヲ請フ者アルトモハ日本、又ハ滿洲向旅行者ナルコトヲ
確認シ得タル場合ニ限り、乗船切符又ハ航空切符ヲ呈示セシメ切符一枚ニ付二百円
ヲ限り引換フルコト
- 引換済ノ上ハ切符裏面ニ「何月何日日銀券何円交付濟」上海何々兩替店（貴
店名）ノ印ヲ押捺スルコト
- 二、乗船切符又ハ航空切符料金拂戻ヲ受ケントスル者ヨリ依頼アリタルトモキハ曩

ニ交付シタル日銀券相當額日銀券ヲ受戻シタル上該切符裏面ニ何月何日

銀券何円受入濟上海何々兩替店(貴店名)ノ印ヲ押捺スルコト

三、軍票ヲ日銀券ニ引換ヘタルトキハ別紙書式ニ依リ毎旬軍票ト日銀券引換実績

旬報ニ通ヲ提出スルコト

四、其他ニ関シテハ別途協議スル所ニ依ルコト

(別紙書式略)

第九號

虹口側兩替商ニ對スル通牒

昭和十四年十一月三十日

上海日本人兩替業組合

虹口側支那人兩替商 宛

在上海日本總領事館
興亞院華中連絡部

今般中支那ニ於ケル内系通貨ヲ軍用手票ヲ以テ統一スルコトニ決定相成候ニ付

テハ左記事項嚴守相成度若シ之ニ違反スルトキハ貴店營業許可ヲ取消スルコト